

## 単位互換に関する包括協定書

2004年3月5日

この協定に参加する大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）は、各大学等の規則に定めるところにより、各大学等の学生がそれぞれ他の大学等が指定する授業科目（大学設置基準第25条2項、短期大学設置基準第11条2項、高等専門学校設置基準第17条の2に規定する授業の方法による授業科目を含む）を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

### （受入）

第1条 この協定に参加する大学等に在学する学生が、他の大学等が指定する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開設する大学等の学長又は校長は当該学生を受け入れることができる。

### （受入学生の名称）

第2条 前条により受け入れた学生の名称は、別に定める。

### （履修期間）

第3条 受入学生の履修期間は、別に定める。

### （授業科目の範囲及び単位数）

第4条 受入学生として、履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

### （学生数）

第5条 各大学等の受け入れる学生数は、別に定める。

### （受入手続）

第6条 受入学生の受入れ手続は、別に定める。

### （単位の授与等）

第7条 受入学生の履修方法、単位の授与等については、受入れ大学等の学生の場合と同様に行うものとする。

### （授業料等）

第8条 受入学生の選考料及び授業料等は、別に定める。

### 附則

この協定は、2004年3月5日から施行する。

和歌山大学長 小田 章

小田 章

和歌山県立医科大学長 山本 博之

山本博之

高野山大学長 生井 智紹

生井 智紹

近畿大学長 野田 起一郎

野田 起一郎

和歌山信愛女子短期大学長 山本 昌子

山本昌子

和歌山県立医科大学看護短期大学部学長 山本 博之

山本博之

和歌山工業高等専門学校長 山本 博

山本博